

生徒部だより

令和2年5月11日(月)第2号

“オンライン授業の受講に関する 注意事項について”

～授業の妨害やプライバシーの侵害を招く恐れのある行為の禁止～

ある行為の禁止～

新入生、在学生の皆さん。5月11日(月)からオンライン授業が始まります。当面の間は、対面での授業は一切行われません。オンライン授業を受講するにあたっては、出来る限りトラブルなく授業が行えるよう協力して下さい。授業の妨害やプライバシーの侵害を招く恐れのある行為は禁止。場合によっては、特別指導の対象となりますので以下の点に注意して下さい。

- 1) 配布された Zoom 等によるリアルタイム配信授業の URL、ID やパスワードを他人と共有すること。
- 2) オンラインで行われる授業の様子を担当教員の許可なく、写真に撮り、それを SNS 等で共有すること。また、授業の内容を録音・録画すること。
- 3) オンライン授業で配布された資料等を、担当教員の許可なく再配布すること。
- 4) 著作権法に違反するような著作物の取り扱いを行うこと。(オンライン授業で使用される全ての著作物の著作権は、教育上のみ特例で使用が許可されているものです)

また最近では、若い世代は手軽に使えるスマホで動画を撮影しては SNS に投稿。「いいね」やツイートの数によって承認欲求を満たそうという行動が日常化し、「仲間内のネタとして“こんなとんでもないことやったぜ”と、笑いを取ろうと思って安易な投稿をしてしまうということだ」と思います。後先を考えずに“その場のノリ”によって「愚行」と批判されても仕方がない行動を動画にして投稿することが連鎖反的に起きている現実があります。スマートフォンとインターネットは、もはや生活の一部であるがゆえ、“誰でも SNS で情報発信できることのリスク”について、“悪ふざけでは済まない”という認識を持つと共に、友人だけに送ったつもりでも、拡散されるということを考えなければならないことを知って下さい。SNS の特性を考えないとおごとになり、拡散した者も相手に被害を与えた責任が問われることになってくるでしょう。また、リツイートして拡散した第三者もまた責任を負わされる可能性があり、SNS 利用については細心の注意を払う必要があることをいつでも頭に入れておいて下さい。